



# 三重県公報

令和6年4月30日 (火)

第 511 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
42	三重県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	(水産振興課)	3
<b>告 示</b>			
332	地域連携・交通部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(地域連携・交通総務課)	3
333	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(地域福祉課)	4
334	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の休止の届出	(同)	4
335	生活保護法の規定による指定介護機関からの指定の辞退	(同)	4
336	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
337	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の休止の届出	(同)	5
338	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの指定の辞退	(同)	5
339	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい福祉課)	5
340	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	6
341	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	6
342	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	7
343	漁業災害補償法の規定による一定の水域の設定	(水産振興課)	9
344	漁業災害補償法の規定による一定の区域の設定	(同)	10
345	海岸保全区域の指定	(港湾・海岸課)	12
346	特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	12
<b>公 安 委 告 示</b>			
7	警備員指導教育責任者講習の実施	(公安委員会)	13
8	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	(同)	15
<b>公 告</b>			
	軽油引取税に係る免税証を無効とした旨	(税込確保課)	16
	令和6年度毒物劇物取扱者試験の実施	(薬務課)	16
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	18
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	18
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	18
	同伴	(同)	18
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	19
	建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧	(建築開発課)	19
	開発行為に関する工事の完了	(同)	19

特 定 調 達 公 告

一般競争入札を行う旨

( 警 察 本 部 ) 20

規 則

三重県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年四月三十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四十二号

三重県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

三重県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年三重県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（沿岸漁業改善資金の種類、貸付けの内容、貸付け限度額及び償還期間等）</p> <p>第二条 県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類、貸し付けの内容、貸付限度額及び償還期間等は、別表のとおりとする。なお、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町長その他相当な機関から受けたもので、原子力災害（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者においては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和七年三月三十一日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ三年延長して適用するものとする。</p>	<p>（沿岸漁業改善資金の種類、貸付けの内容、貸付け限度額及び償還期間等）</p> <p>第二条 県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類、貸し付けの内容、貸付限度額及び償還期間等は、別表のとおりとする。なお、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町長その他相当な機関から受けたもので、原子力災害（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者においては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和六年三月三十一日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ三年延長して適用するものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和六年四月一日から適用する。

告 示

三重県告示第 332 号

地域連携・交通部関係補助金等交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月30日

三重県知事 一 見 勝 之

地域連携・交通部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示  
 地域連携・交通部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 241 号）の一部を次のように改正する。  
 別表 1(4)の表に次のように加える。

2	三重県移住者の受入態勢充実支援事業補助金	県外からの移住者の受入態勢充実を図る。	別に定める移住者の受入態勢充実に要する経費	別に定める。	市町
---	----------------------	---------------------	-----------------------	--------	----

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

**三重県告示第 333 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 4 月 30 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
訪問看護ステーションひまわり	津市河芸町一色 2592-2	訪問看護	令和 6 年 3 月 31 日
訪問看護ステーションひまわり	津市河芸町一色 2592-2	介護予防訪問看護	令和 6 年 3 月 31 日
デイサービスなずな	津市高茶屋五丁目 11-48	通所介護	令和 6 年 3 月 31 日

**三重県告示第 334 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 6 年 4 月 30 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	休止年月日
居宅介護支援事業所ハートヒルすずか	鈴鹿市野村町 148-1	居宅介護支援	令和 6 年 3 月 31 日

**三重県告示第 335 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 51 条第 1 項の規定により、次のとおり指定介護機関から指定の辞退の届出がありました。

令和 6 年 4 月 30 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	辞退年月日
医療法人倉本病院 倉本内科病院	津市下弁才町津興 3040 番地	介護療養型医療施設	令和 6 年 2 月 29 日
堀江クリニック	松阪市鎌田町 234 番地の 1	介護療養型医療施設	令和 6 年 2 月 29 日

**三重県告示第 336 号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 4 月 30 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
訪問看護ステーションひまわり	津市河芸町一色 2592-2	訪問看護	令和 6 年 3 月 31 日
訪問看護ステーションひまわり	津市河芸町一色 2592-2	介護予防訪問看護	令和 6 年 3 月 31 日
デイサービスなずな	津市高茶屋五丁目 11-48	通所介護	令和 6 年 3 月 31 日

**三重県告示第 337 号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 6 年 4 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	休止年月日
居役介護支援事業所ハートヒルすずか	鈴鹿市野村町 148-1	居宅介護支援	令和 6 年 3 月 31 日

**三重県告示第 338 号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から指定の辞退の届出がありました。

令和 6 年 4 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	辞退年月日
医療法人倉本病院 倉本内科病院	津市下弁才町津興 3040 番地	介護療養型医療施設	令和 6 年 2 月 29 日
堀江クリニック	松阪市鎌田町 234 番地の 1	介護療養型医療施設	令和 6 年 2 月 29 日

**三重県告示第 339 号**

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和 6 年 4 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
2450201021	社会福祉法人四日市福祉会	三重県四日市市別名三丁目 3 番 10 号	社会福祉法人四日市福祉会 ブルーミング・コフレ	四日市市別名三丁目 4172 番 2	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 6 年 4 月 1 日
2450201039	グラウベンアセットマネジメント株式会社	愛知県一宮市木曾川町黒田七ノ通り 273 番地 2	チャイルドウィッシュむろやま	四日市市室山町 1545-4 第三宮脇 笹川ハイツ A101、A102	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 6 年 4 月 1 日
2450201047	一般社団法人心理社会的リハビリテーション・星心会	三重県四日市市山城町 59 番地 4	レオ	四日市市あさけが丘 2 丁目 1-42	児童発達支援	令和 6 年 4 月 1 日
2450300799	有限会社ペクロスココ	三重県四日市市ときわ五丁目 5 番 32 号	C O C O k i d ' s キラキラ星	鈴鹿市中箕田 1 丁目 2 番 18-3 号	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 6 年 4 月 1 日
2450501008	特定非営利活動法人 c o c o p a c e	三重県津市雲出島貫町 1043 番地	放課後等デイサービス a m i a m i e	津市雲出島貫町 1043 番地	児童発達支援	令和 6 年 4 月 1 日
2450501123	一般社団法人ともだち	三重県松阪市大津町 214 番地 1	ROSELLE 4TH KID S CLUB	津市高茶屋小森町 1566 番地 7	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 6 年 4 月 1 日
2450501131	株式会社 M・K ブランニング	三重県津市高茶屋六丁目 11 番 5 号	翼	津市高茶屋 6 丁目 11 番 9 号 アイム B201	放課後等デイサービス	令和 6 年 4 月 1 日

2450501149	一般社団法人サンクエールの森	三重県津市島崎町174番地10	サンクエールの森	津市高茶屋小森町向山1717-4	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和6年4月1日
2452700129	株式会社音色	三重県多気郡多気町相可1038-6カーサ・サニー101	放課後等デイサービス ねいろ	多気郡多気町相可1038-6カーサ・サニー101	児童発達支援	令和6年4月1日
2453100097	株式会社ESP OIR	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満204番	放課後等デイサービス SOL EIL	南牟婁郡御浜町下市木2950-3	放課後等デイサービス	令和6年4月1日
2450100371	一般社団法人ゆざり葉	三重県桑名市大字和泉248番地1	ゆざっこ	桑名市大字和泉248番地1	保育所等訪問支援	令和6年4月1日

三重県告示第340号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

令和6年4月30日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
2450100207	NPO法人ミスナ	三重県桑名市播磨1473番地1	エコム	桑名市播磨1473番地1	放課後等デイサービス	令和5年10月31日
2450200031	社会福祉法人聖母の家	三重県四日市市波木町398-1	聖母の家 放課後等デイサービス事業所	四日市市波木町398-1	放課後等デイサービス	令和6年3月31日
2450200064	社会福祉法人四日市福祉会	三重県四日市市別名三丁目3-10	ラポールブルーミング	四日市市羽津乙129-2	放課後等デイサービス	令和6年3月31日
2450300096	独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院	三重県鈴鹿市加佐登3丁目2番1号	独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院	鈴鹿市加佐登3丁目2番1号	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和6年3月31日
2450300617	合同会社ソーシャルライフケアみらい	三重県鈴鹿市住吉三丁目5番3号	幼・保・学校訪問支援 いぶき	鈴鹿市庄野共進2丁目2-9	保育所等訪問支援	令和6年3月31日

三重県告示第341号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和6年4月30日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
2410202507	株式会社つじのや	三重県松阪市西黒部町910番地	訪問介護 コラソン	四日市市日永西2丁目10-20メゾン葛西103号室	居宅介護	令和6年4月1日
2410503433	合同会社月のあかり	三重県津市藤方1930番地	ケアステーション月のあかり	津市藤方1865-1アカツキマンション102	居宅介護	令和6年4月1日
2410400374	日本ライフケアソリューションズ株式会社	愛知県名古屋市中川区吉津一丁目2109番地	訪問介護ステーションからふるサポート 川崎	亀山市川崎町1656番地1	居宅介護、重度訪問介護	令和6年4月1日
2410503458	津興電設工業有限会社	三重県津市南中央2番31号	訪問介護ステーション 妙	津市南中央2番31号	居宅介護	令和6年4月1日
2411300797	有限会社伊賀家政婦紹介所	三重県伊賀市高畑747番地の1	居宅介護 さくらんぼ名張	名張市東田原625-58	居宅介護	令和6年4月1日
2411300797	有限会社伊賀家政婦紹介所	三重県伊賀市高畑747番地の1	重度訪問介護 さくらんぼ名張	名張市東田原625-58	重度訪問介護	令和6年4月1日

2410900241	一般社団法人はだし	三重県鳥羽市堅神町字東新田 882 番地 1	行動援護事業所はだし	鳥羽市堅神町字東新田 882 番地 1	行動援護	令和 6 年 4 月 1 日
2410503441	一般社団法人サンクエールの森	三重県津市島崎町 174 番地 10	サンクエールの森	津市高茶屋小森町向山 1717-4	生活介護	令和 6 年 4 月 1 日
2410503466	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号	短期入所 津白塚町	津市白塚町 2346-1	短期入所	令和 6 年 4 月 1 日
2410503474	特定非営利活動法人東京ソテリア	東京都江戸川区松島四丁目 46 番 2 号	ソテリア大門ショートステイ	津市大門 23 番 4-2 号	短期入所	令和 6 年 4 月 1 日
2410101279	株式会社グルベツト	三重県桑名市大字江場 532 番地 3	セラヴィ	桑名市大字芳ヶ崎 1251 番地	就労継続支援 B 型	令和 6 年 4 月 1 日
2410101287	合同会社 B r e a t h	三重県四日市市桜花台二丁目 18 番地 13	るみえーる	桑名市松ノ木 2 丁目 15-8	就労継続支援 B 型	令和 6 年 4 月 1 日
2410301986	幸和イノベーション株式会社	三重県鈴鹿市池田町 1340 番地 13	就労継続支援 B 型事業所幸和	鈴鹿市池田町 1340 番地 13	就労継続支援 B 型	令和 6 年 4 月 1 日
2410301994	合同会社 I z a y a	三重県鈴鹿市加佐登一丁目 14-33	おひさま農園	鈴鹿市伊船町 2756 番地	就労継続支援 B 型	令和 6 年 4 月 1 日
2410502005	株式会社プレサージュ	三重県津市高洲町 23 番 25 号	アトリエいずみ事業所	津市河芸町千里ヶ丘 42 番地 36	就労継続支援 B 型	令和 6 年 4 月 1 日
2410702191	株式会社 A ワーク	三重県松阪市駅前田町 341 番地 16	ウッドハウス事業所	松阪市駅前田町 341 番地 16	就労継続支援 B 型	令和 6 年 4 月 1 日
2420502961	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号	ソーシャルインクルーホーム津白塚町	津市白塚町 2346-1	共同生活援助	令和 6 年 4 月 1 日
2420502979	特定非営利活動法人東京ソテリア	東京都江戸川区松島四丁目 46 番 2 号	ソテリア大門	津市大門 23 番 4-2 号	共同生活援助	令和 6 年 4 月 1 日
2421200623	一般社団法人道	三重県伊賀市鍛冶屋 720 番地	みち ソーシャルキャンプ	伊賀市鍛冶屋 720 番地	共同生活援助	令和 6 年 4 月 1 日

三重県告示第 342 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 4 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2410301366	株式会社 Lum o	三重県鈴鹿市自由ヶ丘一丁目 17 番 1 号 アジアグランドハイツ 2 4 階 4 号室	ヘルパーステーションひかり	鈴鹿市自由ヶ丘一丁目 18 番 21 号 ロイヤルシャルマン 201 号室	居宅介護	令和 5 年 9 月 30 日
2410200667	有限会社リブ	三重県四日市市八田一丁目 13 番 10 号	有限会社リブ介護サービスセンター南部四日市	四日市市小林町 3018-108	居宅介護	令和 5 年 3 月 31 日
2410502724	一般社団法人レグルス	三重県津市本町 32 番 44 号	居宅介護事業所ボラリス	津市本町 32 番 44 号	居宅介護、重度訪問介護	令和 6 年 3 月 9 日
2410503169	一般社団法人みえのパラスポーツ	三重県津市藤方 1643-1 サニーガーデン津 805	「スポーツ×福祉」の事業所だんご	津市藤方 1643-1 サニーガーデン津 805	居宅介護、同行援護	令和 6 年 3 月 31 日
2411200062	社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会	三重県伊賀市平野山之下 380 番地 5	ヘルパーステーション南部	伊賀市阿保 1988-1	居宅介護、重度訪問介護	令和 6 年 3 月 31 日

2411200070	社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会	三重県伊賀市平野山之下 380 番地 5	ヘルパーステーション東部	伊賀市愛田 513	居宅介護、重度訪問介護	令和 6 年 3 月 31 日
2411200518	社会福祉法人洗心福祉会	三重県津市本町 26 番地 13 号	訪問介護ステーション伊賀シルバークエア豊壽園	伊賀市久米町字大木 872-1	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	令和 5 年 3 月 31 日
2410800763	合同会社 grateful	三重県伊勢市中島二丁目 21 番 13 号	ケアサービスほっと hand	伊勢市中島二丁目 21 番 14 号	居宅介護	令和 6 年 3 月 31 日
2411300334	有限会社ネオ・アシスト	三重県名張市美旗中村 771 番地 1	有限会社ネオ・アシスト	名張市美旗中村 771 番地 1	居宅介護、重度訪問介護	令和 4 年 12 月 15 日
2411300573	特定非営利活動法人とんぼ池山荘	三重県名張市安部田 1094 番地	ホームヘルプサービスとんぼ池	名張市名張市安部田 1108 番地	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	令和 6 年 3 月 31 日
2410100396	みえ医療福祉生活協同組合	三重県津市津興字柳山 1535 番地 34	みえ医療福祉生協 ホームヘルプいがまち	桑名市伊賀町 55 番地の 2	重度訪問介護	令和 6 年 2 月 29 日
2410701649	株式会社もめん	三重県松阪市小黒田町 426 番地 1 第二青木ビル 201	訪問介護 さとり	松阪市小黒田町 426 番地 1 第二青木ビル 201	重度訪問介護	令和 6 年 3 月 31 日
2410201475	株式会社ティード	三重県四日市市水沢町 881 番地 1	ティードアパラギ	四日市市桜台本町 62	同行援護	令和 4 年 10 月 31 日
2410800664	合同会社笑和	三重県伊勢市有滝町 3402 番地	合同会社笑和	伊勢市有滝町 3402 番地	同行援護	令和 5 年 11 月 1 日
2410300798	独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院	三重県鈴鹿市加佐登三丁目 2 番 1 号	独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院	鈴鹿市加佐登三丁目 2 番 1 号	生活介護	令和 6 年 3 月 31 日
2410502484	株式会社 S P R O U T	三重県津市庄田町 826-1	グループホームおひさま	津市稲葉町 823-1	短期入所	令和 5 年 3 月 1 日
2412720019	社会福祉法人キングスガーデン三重	三重県多気郡大台町千代 997	大台共生園指定身体障害者短期入所事業所	多気郡大台町千代 997	短期入所	令和 6 年 3 月 31 日
2410702050	合同会社 L o o p	三重県松阪市山室町 2586-3	就労支援事業所ミライク	松阪市山室町 2586-3	就労移行支援	令和 5 年 5 月 1 日
2410900191	特定非営利活動法人海の子	三重県鳥羽市大明西町 18-19	海の子作業所	鳥羽市大明西町 18-4	就労移行支援	令和 5 年 3 月 31 日
2411300243	社会福祉法人名張育成会	三重県名張市美旗中村 2326 番地	レインボークラブ	名張市美旗中村 2326 番地	就労移行支援	令和 5 年 7 月 31 日
2410100081	社会福祉法人桑名みどり福祉会	三重県桑名市陽だまりの丘三丁目 302 番地	広陽園	桑名市陽だまりの丘三丁目 302 番地	就労継続支援 B 型	令和 6 年 3 月 31 日
2410101238	奏合同会社	三重県桑名市大字大福 681 番地 1	どんぐり	桑名市萱町 51	就労継続支援 B 型	令和 6 年 2 月 16 日
2410301747	株式会社旺輝グループ	三重県鈴鹿市肥田町 192 番地	就労継続支援 B 型事業所鈴鹿ハウス	鈴鹿市東玉垣町 2850-14	就労継続支援 B 型	令和 6 年 3 月 31 日
2410301796	合同会社鈴鹿ホーム	三重県鈴鹿市池田町 1340 番地 13	鈴鹿ホーム	鈴鹿市池田町 1340 番地 13	就労継続支援 B 型	令和 6 年 3 月 31 日
2410301929	有限会社関戸園芸	三重県鈴鹿市上田町 1118 番地の 2	あおむし	鈴鹿市上田町 1118 番地の 2	就労継続支援 B 型	令和 6 年 2 月 29 日
2420301620	有限会社鈴清社	三重県鈴鹿市南玉垣町 6269	鈴鹿グループホームファミリー	鈴鹿市郡山町 2002-149	共同生活援助	令和 5 年 7 月 31 日
2420400265	特定非営利活動法人なちゅらん	三重県四日市市高花平 2 丁目 1-63	グループホームなちゅらん亀山	亀山市川崎町 4855 番地	共同生活援助	令和 5 年 5 月 15 日

2420501872	特定非営利活動法人まほろば	三重県津市高茶屋小森町 134 番地 8	グループホームまほろば I サテライト 2	津市藤方 1757-11 レスポワール 205 号室	共同生活援助	令和 5 年 9 月 19 日
2420502839	合同会社おうばいとうり	三重県津市久居幸町 1104 番地	シェアハウスひびうた	津市牧町 331 番地 25	共同生活援助	令和 5 年 8 月 31 日
2421200599	NPO 法人えん	三重県伊賀市長田 2063 番地の 1	えん ソーシャルキャンプ	伊賀市鍛冶屋 720	共同生活援助	令和 6 年 3 月 31 日

三重県告示第 343 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 118 条第 1 項の規定により一定の水域を次のとおり定めます。  
 漁業災害補償法の規定による一定の水域の設定（令和元年三重県告示第 65 号）は、廃止します。  
 なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

令和 6 年 4 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

法第 114 条に掲げる養殖業

真珠養殖業

加入区の名称	区 域	備 考
真珠第 1 加入区	三重区第 2001 号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部（小浜）
真珠第 2 加入区	三重区第 2002 号、三重区第 2003 号及び三重区第 2004 号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部（浦村）
真珠第 3 加入区	三重区第 2005 号及び三重区第 2006 号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部（畔蛸）
真珠第 4 加入区	三重区第 2007 号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部（千賀）
真珠第 5 加入区	三重区第 2008 号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部（千賀堅子）
真珠第 6 加入区	三重区第 2009 号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部（的矢）
真珠第 7 加入区	三重区第 2010 号及び三重区第 2011 号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部（三ヶ所）
真珠第 8 加入区	三重区第 2012 号、三重区第 2013 号、三重区第 2014 号及び三重区第 2016 号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部（渡鹿野）
真珠第 9 加入区	三重区第 2017 号及び三重区第 2018 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（国府）
真珠第 10 加入区	三重区第 2019 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（安乗）
真珠第 11 加入区	三重区第 2020 号、三重区第 2021 号、三重区第 2022 号、三重区第 2023 号、三重区第 2024 号、三重区第 2025 号、三重区第 2026 号、三重区第 2027 号、三重区第 2028 号、三重区第 2029 号、三重区第 2030 号、三重区第 2031 号、三重区第 2032 号、三重区第 2033 号、三重区第 2034 号、三重区第 2035 号及び三重区第 2036 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（立神）
真珠第 12 加入区	三重区第 2037 号、三重区第 2038 号、三重区第 2039 号、三重区第 2040 号、三重区第 2041 号、三重区第 2042 号、三重区第 2043 号、三重区第 2044 号、三重区第 2045 号及び三重区第 2046 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（神明）
真珠第 13 加入区	三重区第 2047 号及び三重区第 2048 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（鶴方）
真珠第 14 加入区	三重区第 2049 号及び三重区第 2050 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（波切）
真珠第 15 加入区	三重区第 2051 号、三重区第 2052 号、三重区第 2053 号、三重区第 2054 号及び三重区第 2055 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（大王船越）
真珠第 16 加入区	三重区第 2056 号、三重区第 2057 号、三重区第 2058 号、三重区第 2059 号及び三重区第 2060 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（片田）
真珠第 17 加入区	三重区第 2061 号、三重区第 2062 号、三重区第 2063 号、三重区第 2064 号、三重区第 2065 号、三重区第 2066 号、三重区第 2067 号及び三重区第 2068 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（布施田）
真珠第 18 加入区	三重区第 2069 号、三重区第 2070 号、三重区第 2071 号、三重区第 2072 号、三重区第 2073 号、三重区第 2074 号、三重区第 2075 号、三重区第 2076 号、三重区第 2077 号及び三重区第 2078 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（和具）
真珠第 19 加入区	三重区第 2079 号、三重区第 2080 号、三重区第 2081 号、三重区第 2082 号、三重区第 2083 号、三重区第 2084 号、三重区第 2085 号及び三重区第 2086 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（間崎）
真珠第 20 加入区	三重区第 2087 号、三重区第 2088 号、三重区第 2089 号、三重区第 2090 号及び三重区第 2091 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（越賀）

真珠第 21 加入区	三重区第 2092 号、三重区第 2093 号、三重区第 2094 号、三重区第 2095 号、三重区第 2096 号及び三重区第 2097 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（御座）
真珠第 22 加入区	三重区第 2098 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（迫子）
真珠第 23 加入区	三重区第 2099 号、三重区第 2100 号、三重区第 2101 号、三重区第 2102 号、三重区第 2103 号、三重区第 2104 号、三重区第 2105 号、三重区第 2106 号、三重区第 2107 号及び三重区第 2108 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（浜島）
真珠第 24 加入区	三重区第 2109 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（宿浦）
真珠第 25 加入区	三重区第 2110 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（宿浦、神原）
真珠第 26 加入区	三重区第 2111 号、三重区第 2112 号及び三重区第 2113 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（神原）
真珠第 27 加入区	三重区第 2114 号、三重区第 2115 号、三重区第 2116 号、三重区第 2117 号、三重区第 2118 号、三重区第 2119 号、三重区第 2120 号、三重区第 2121 号、三重区第 2122 号、三重区第 2123 号、三重区第 2124 号、三重区第 2125 号、三重区第 2126 号、三重区第 2127 号、三重区第 2128 号、三重区第 2129 号、三重区第 2130 号、三重区第 2131 号及び三重区第 2132 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（五ヶ所浦）
真珠第 28 加入区	三重区第 2133 号及び三重区第 2134 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（南勢船越）
真珠第 29 加入区	三重区第 2135 号、三重区第 2136 号、三重区第 2137 号及び三重区第 2138 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（中津浜浦）
真珠第 30 加入区	三重区第 2139 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（迫間浦）
真珠第 31 加入区	三重区第 2140 号、三重区第 2141 号、三重区第 2142 号、三重区第 2143 号、三重区第 2144 号、三重区第 2145 号、三重区第 2146 号、三重区第 2147 号、三重区第 2148 号及び三重区第 2149 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（阿曾浦）
真珠第 32 加入区	三重区第 2150 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（槌柄浦）
真珠第 33 加入区	三重区第 2151 号、三重区第 2152 号、三重区第 2153 号及び三重区第 2154 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（贄浦）
真珠第 34 加入区	三重区第 2155 号区画漁業権に関する漁場の区域	三重外湾（奈屋浦）
真珠第 35 加入区	三重区第 2156 号及び三重区第 2157 号区画漁業権の漁場の区域	三重外湾（方座浦）
真珠第 36 加入区	三重区第 2158 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（古和浦）
真珠第 37 加入区	三重区第 2159 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（三浦）
真珠第 38 加入区	三重区第 2160 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（渡利）
真珠第 39 加入区	三重区第 2161 号及び三重区第 2162 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（古江）
真珠第 40 加入区	三重区第 2163 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（曾根浦）
真珠第 41 加入区	三重区第 2702 号及び三重区第 2703 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（宿浦）
真珠第 42 加入区	三重区第 2704 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（宿浦、神原）
真珠第 43 加入区	三重区第 2705 号及び三重区第 2706 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（中津浜浦）
真珠第 44 加入区	三重区第 2707 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（奈屋浦）
真珠第 45 加入区	三重区第 2708 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（神前浦）
真珠第 46 加入区	三重区第 2709 号及び三重区第 2710 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（方座浦）
真珠第 47 加入区	三重区第 2711 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（長島町）
真珠第 48 加入区	三重区第 2713 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（渡利）

三重県告示第 344 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 125 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により一定の区域を次のとおり定めます。

漁業災害補償法の規定による一定の区域の設定（令和元年三重県告示第 66 号）は、廃止します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

令和 6 年 4 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

法第 125 条の 2 に掲げる養殖業

真珠母貝養殖業

加入区の名称	区 域
特定真珠母貝 浦村加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち浦村の地区
特定真珠母貝 立神加入区	三重外湾漁業協同組合のうち立神の地区
特定真珠母貝 神明加入区	三重外湾漁業協同組合のうち神明の地区
特定真珠母貝 鵜方加入区	三重外湾漁業協同組合のうち鵜方の地区
特定真珠母貝 波切加入区	三重外湾漁業協同組合のうち波切の地区
特定真珠母貝 大王船越加入区	三重外湾漁業協同組合のうち大王船越の地区
特定真珠母貝 片田加入区	三重外湾漁業協同組合のうち片田の地区
特定真珠母貝 布施田加入区	三重外湾漁業協同組合のうち布施田の地区
特定真珠母貝 和具加入区	三重外湾漁業協同組合のうち和具の地区
特定真珠母貝 越賀加入区	三重外湾漁業協同組合のうち越賀の地区
特定真珠母貝 御座加入区	三重外湾漁業協同組合のうち御座の地区
特定真珠母貝 迫子加入区	三重外湾漁業協同組合のうち迫子の地区
特定真珠母貝 塩屋加入区	三重外湾漁業協同組合のうち塩屋の地区
特定真珠母貝 浜島加入区	三重外湾漁業協同組合のうち浜島の地区
特定真珠母貝 宿浦加入区	三重外湾漁業協同組合のうち宿浦の地区
特定真珠母貝 神原加入区	三重外湾漁業協同組合のうち神原の地区
特定真珠母貝 五ヶ所浦加入区	三重外湾漁業協同組合のうち五ヶ所浦の地区
特定真珠母貝 南勢船越加入区	三重外湾漁業協同組合のうち南勢船越の地区
特定真珠母貝 中津浜浦加入区	三重外湾漁業協同組合のうち中津浜浦の地区
特定真珠母貝 阿曾浦加入区	三重外湾漁業協同組合のうち阿曾浦の地区
特定真珠母貝 贅浦加入区	三重外湾漁業協同組合のうち贅浦の地区
特定真珠母貝 神前浦加入区	三重外湾漁業協同組合のうち神前浦の地区
特定真珠母貝 矢口浦加入区	三重外湾漁業協同組合のうち矢口浦の地区
特定真珠母貝 尾鷲加入区	三重外湾漁業協同組合のうち尾鷲の地区
特定真珠母貝 大曾根加入区	三重外湾漁業協同組合のうち大曾根の地区
特定真珠母貝 行野浦加入区	三重外湾漁業協同組合のうち行野浦の地区
特定真珠母貝 古江加入区	三重外湾漁業協同組合のうち古江の地区
特定真珠母貝	三重外湾漁業協同組合のうち曾根浦の地区

曾根浦加入区	
特定真珠母貝 甫母須野加入区	熊野漁業協同組合のうち甫母須野の地区
特定真珠母貝 二木島加入区	熊野漁業協同組合のうち二木島の地区

**三重県告示第 345 号**

海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条第 1 項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定します。

なお、海岸保全区域の指定（昭和 34 年三重県告示第 296 号の 2）のうち、三重県伊勢湾沿岸白子港海岸白子地区海岸に係る海岸保全区域の指定を廃止します。

令和 6 年 4 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 海岸の区分及び名称

三重県伊勢湾沿岸白子港海岸白子地区海岸

2 指定地区

基点 1 から基点 2、3、4、5 を順次結んだ線及び基点 1 から補助点 101、102、103、基点 5 を順次結んだ線によって囲まれた区域

3 基点及び補助点の標示

基点及び補助点の番号	緯度(北緯)	経度(東経)
基 点 1	34 度 49 分 46 秒	136 度 35 分 26 秒
基 点 2	34 度 49 分 46 秒	136 度 35 分 25 秒
基 点 3	34 度 49 分 44 秒	136 度 35 分 27 秒
基 点 4	34 度 49 分 44 秒	136 度 35 分 27 秒
基 点 5	34 度 49 分 43 秒	136 度 35 分 28 秒
補助点 101	34 度 49 分 47 秒	136 度 35 分 26 秒
補助点 102	34 度 49 分 43 秒	136 度 35 分 28 秒
補助点 103	34 度 49 分 43 秒	136 度 35 分 28 秒

この指定区域を示す図面は、三重県県土整備部港湾・海岸課及び三重県鈴鹿建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

**三重県告示第 346 号**

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、尾鷲市において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500 k g を超えるはかりを除く。）。

令和 6 年 4 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

実 施 の 期 日		実 施 の 場 所
令和 6 年 6 月 17 日（月）	午前 11 時から 正午まで	三重外湾漁業協同組合 九鬼出張所
令和 6 年 6 月 17 日（月）	午後 1 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	三重外湾漁業協同組合 三木浦事業所
令和 6 年 6 月 18 日（火）	午前 11 時から 正午まで	尾鷲市立三木里コミュニティーセンター
令和 6 年 6 月 18 日（火）	午後 1 時 30 分から 午後 3 時まで	尾鷲市立賀田コミュニティーセンター
令和 6 年 6 月 19 日（水）	午前 10 時 30 分から 午前 11 時 30 分まで	尾鷲市立矢浜コミュニティーセンター
令和 6 年 6 月 20 日（木）	午前 11 時から 午後 3 時まで	尾鷲市民文化会館
令和 6 年 6 月 21 日（金）	午前 11 時から 午後 3 時まで	尾鷲市民文化会館

令和6年6月24日(月)	午前10時から	電気式はかり所在場所
令和6年6月25日(火)	午前9時から	電気式はかり所在場所
令和6年6月26日(水)	午前9時から	電気式はかり所在場所
令和6年6月27日(木)	午前9時から	電気式はかり所在場所

**公安委告示**

**三重県公安委員会告示第7号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」といいます。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」といいます。）を次のとおり実施しますので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」といいます。）第2条の規定により告示します。

令和6年4月30日

三重県公安委員会委員長 村田典子

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」といいます。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」といいます。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」といいます。）

2 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

警備業務の区分	講習の区分	実施期日	講習時間	受講定員
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「施設警備業務」といいます。）	新規取得講習	令和6年12月9日(月)から同月19日(木)までのうち、三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる休日及び火曜日（以下「休日等」といいます。）を除く7日間	午前9時から午後5時まで（追加取得講習の初日は午後1時から）	計40人
	追加取得講習	令和6年12月13日(金)から同月19日(木)までのうち休日等を除く4日間		
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「雑踏・交通誘導警備業務」といいます。）	新規取得講習	令和6年6月10日(月)から同月19日(水)までのうち休日等を除く6日間	午前9時から午後5時まで（追加取得講習の初日は午後1時から）	計40人
	追加取得講習	令和6年6月14日(金)から同月19日(水)までのうち休日等を除く3日間		
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「身辺警備業務」といいます。）	新規取得講習	令和6年8月19日(月)から同月28日(水)までのうち休日等を除く6日間	午前9時から午後5時まで	計40人
	追加取得講習	令和6年8月26日(月)及び同月28日(水)の2日間		

(2) 実施場所

三重県津市島崎町143番地6  
津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講対象者は、受講申込時において、次のいずれかに該当する者とします。

- ア 最近5年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」といいます。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」といいます。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限り、）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」といいます。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限り、）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」といいます。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限り、）に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限り、）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講対象者は、受講申込時において、当該警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとします。

4 受講申込手続等

(1) 提出書類

次に掲げる書類を各 1 通提出してください。

ア 講習規則別記様式第 1 号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（写真（申込書提出の日 6 か月以内に撮影した無帽、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルのもの）を貼付したもの）

イ 3 の受講対象者に該当することを疎明する書面

(ア) 3(1)アに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」といいます。）及び履歴書

(イ) 3(1)イに該当する者

3(1)イに掲げる合格証明書の写し

(ウ) 3(1)ウに該当する者

3(1)ウに掲げる合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 3(1)エに該当する者

3(1)エに掲げる 1 級の検定に係る合格証の写し

(オ) 3(1)オに該当する者

3(1)オに掲げる 2 級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(カ) 3(2)に該当する者

現に交付を受けている指導教育責任者資格者証等の写し及び(ア)から(オ)までのいずれかの書面

(2) 受講申込書の配布場所

三重県内の警察署生活安全課（大台警察署、熊野警察署及び紀宝警察署については、生活安全刑事課。以下同じ。）

(3) 受講申込書の受付期間

警備業務の区分	受付期間
施設警備業務	令和 6 年 11 月 5 日（火）から同月 8 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 4 時まで
雑踏・交通誘導警備業務	令和 6 年 5 月 7 日（火）から同月 10 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
身辺警備業務	令和 6 年 7 月 23 日（火）から同月 26 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

受付は、定員になり次第締め切ります。

(4) 受講申込書の受付場所

三重県内の警察署生活安全課（郵送及び電話による受付は行っておりません。）

5 講習手数料

警備業務の区分	講習の区分	講習手数料
施設警備業務	新規取得講習	47,000 円
	追加取得講習	23,000 円
雑踏・交通誘導警備業務	新規取得講習	38,000 円
	追加取得講習	14,000 円

身辺警備業務	新規取得講習	34,000 円
	追加取得講習	10,000 円

講習手数料は、受講申込書の提出時に三重県収入証紙により納入してください。

なお、既納の講習手数料は、還付しません。

6 講習初日の受付時間

(1) 新規取得講習

午前 8 時 45 分から午前 9 時までとします。

(2) 追加取得講習

施設警備業務及び雑踏・交通誘導警備業務は午後 0 時 45 分から午後 1 時まで、身辺警備業務は午前 8 時 45 分から午前 9 時までとします。

7 講習業務の委託

講習は、三重県津市島崎町 275 番地所在の一般社団法人三重県警備業協会に委託して実施します。

8 その他

- (1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付します。
- (2) 受講時に、筆記用具を持参してください。
- (3) 不明な点があれば、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 059-222-0110 内線 3023、3029）又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。

**三重県公安委員会告示第 8 号**

技能検定員審査等に関する規則(平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号)第 1 条及び第 10 条第 1 項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施します。

令和 6 年 4 月 30 日

三重県公安委員会委員長 村 田 典 子

1 審査の種類及び実施期日等

(1) 技能検定員審査

	審査種別	審査実施日	申請受付期間
1	大型自動車免許	令和 6 年 6 月 7 日 (金)	令和 6 年 5 月 20 日 (月) から同月 24 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間
2	中型自動車免許	令和 6 年 6 月 7 日 (金)	令和 6 年 5 月 20 日 (月) から同月 24 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間
3	準中型自動車免許	令和 6 年 6 月 6 日 (木)	令和 6 年 5 月 20 日 (月) から同月 24 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間
4	普通自動車免許	令和 6 年 7 月 25 日 (木) 及び同月 26 日 (金)	令和 6 年 7 月 8 日 (月) から同月 12 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間
5	大型特殊自動車免許	令和 6 年 6 月 6 日 (木)	令和 6 年 5 月 20 日 (月) から同月 24 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間
6	大型自動二輪車免許	令和 6 年 6 月 4 日 (火)	令和 6 年 5 月 20 日 (月) から同月 24 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間
7	普通自動二輪車免許	令和 6 年 6 月 4 日 (火)	令和 6 年 5 月 20 日 (月) から同月 24 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間
8	けん引免許	令和 6 年 6 月 6 日 (木)	令和 6 年 5 月 20 日 (月) から同月 24 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間
9	大型自動車第二種免許	令和 6 年 6 月 14 日 (金)	令和 6 年 5 月 27 日 (月) から同月 31 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間
10	中型自動車第二種免許	令和 6 年 6 月 14 日 (金)	令和 6 年 5 月 27 日 (月) から同月 31 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間
11	普通自動車第二種免許	令和 6 年 6 月 14 日 (金)	令和 6 年 5 月 27 日 (月) から同月 31 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間

(2) 教習指導員審査

	審査種別	審査実施日	申請受付期間
--	------	-------	--------

1	大型自動車免許	令和6年6月7日(金)	令和6年5月20日(月)から同月24日(金)までの午前9時から午後5時までの間
2	中型自動車免許	令和6年6月7日(金)	令和6年5月20日(月)から同月24日(金)までの午前9時から午後5時までの間
3	準中型自動車免許	令和6年6月6日(木)	令和6年5月20日(月)から同月24日(金)までの午前9時から午後5時までの間
4	普通自動車免許	令和6年6月10日(月)から同月12日(水)まで	令和6年5月27日(月)から同月31日(金)までの午前9時から午後5時までの間
5	大型特殊自動車免許	令和6年6月6日(木)	令和6年5月20日(月)から同月24日(金)までの午前9時から午後5時までの間
6	大型自動二輪車免許	令和6年6月4日(火)	令和6年5月20日(月)から同月24日(金)までの午前9時から午後5時までの間
7	普通自動二輪車免許	令和6年6月4日(火)	令和6年5月20日(月)から同月24日(金)までの午前9時から午後5時までの間
8	牽引免許	令和6年6月6日(木)	令和6年5月20日(月)から同月24日(金)までの午前9時から午後5時までの間
9	大型自動車第二種免許	令和6年6月14日(金)	令和6年5月27日(月)から同月31日(金)までの午前9時から午後5時までの間
10	中型自動車第二種免許	令和6年6月14日(金)	令和6年5月27日(月)から同月31日(金)までの午前9時から午後5時までの間
11	普通自動車第二種免許	令和6年6月14日(金)	令和6年5月27日(月)から同月31日(金)までの午前9時から午後5時までの間

2 実施場所

三重県津市垂水 2566 番地

三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課

3 申請手続

申請書は、各審査種別の申請受付期間内に、三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課教習所指導係において配布します。申請書の記載方法、添付書類及び審査手数料の詳細については、申請書の配布時に説明します。

4 問合せ先

不明な点については、三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課教習所指導係（電話 059-229-1212 音声ガイダンスに沿って番号を押下してください。）へ問い合わせてください。

公 告

三重県県税条例施行規則（昭和 34 年三重県規則第 48 号）第 68 条の 8 第 1 項の規定により届出のありました軽油引取税に係る免税証については、紛失した日から無効としました。

令和 6 年 4 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

免税証の種類	用途	番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の名称	紛失年月日
1000券	農業	42332411000～42332411001	2	令和6年1月30日～令和6年3月31日	津安芸農業協同組合 津給油所	令和6年3月24日
2000券	農業	52305504349	1	令和5年4月6日～令和6年3月31日	株式会社西日本宇佐美 23号三雲給油所	令和6年3月31日

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 8 条第 1 項第 3 号の規定による令和 6 年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。

令和 6 年 4 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 試験の日時  
令和6年8月4日（日） 午後1時から午後3時まで
- 2 試験の場所  
津市北河路町19-1  
津市産業・スポーツセンター メッセウイング・みえ
- 3 試験の種類
  - (1) 一般毒物劇物取扱者試験
  - (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
  - (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験
- 4 試験科目
  - (1) 学科試験
    - ア 毒物及び劇物に関する法規
    - イ 基礎化学
    - ウ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」といいます。）別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限ります。）の性質及び貯蔵その他取扱方法
  - (2) 実地試験（筆記により実施します。）  
毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限ります。）の識別及び取扱方法
- 5 受験手続
  - (1) 提出書類等
    - ア 受験申込書 正本及び副本各1部 計2部
    - イ 写真 1枚（申込前6月以内に写した無帽、正面、上半身像のものであつて、縦4.5cm、横3.5cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
  - (2) 申込用紙の交付
    - ア 窓口交付期間  
令和6年5月20日（月）から同年6月7日（金）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前8時30分から午後5時15分までとします。
    - イ 交付場所  
県内最寄りの保健所（四日市市保健所を含みます。）又は三重県医療保健部薬務課
    - ウ その他  
インターネットによる入手も可能です。三重県ホームページ（<https://www.pref.mie.lg.jp/>）に掲載する毒物劇物取扱者試験のお知らせから、添付ファイルをダウンロードしてください。
  - (3) 受験申込書の提出先
    - ア 県内居住者  
県内最寄りの保健所（四日市市保健所を含みます。）
    - イ 県外居住者  
県内最寄りの保健所（四日市市保健所を含みます。）又は三重県医療保健部薬務課
  - (4) 受験申込書の受付期間  
令和6年6月3日（月）から同月7日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。  
なお、郵送の場合は、令和6年6月7日（金）までの消印のあるもの限り受け付けます。
  - (5) 受験手数料  
10,500円の三重県収入証紙を受験申込書（正本）に貼り付けてください。  
なお、受験申込書提出後は返金しません。
- 6 合格発表  
令和6年8月30日（金）午前10時に合格者の受験番号を三重県庁正面玄関及び各保健所（四日市市保健所を含みます。）に掲示します。また、当日中に三重県ホームページ（<https://www.pref.mie.lg.jp/>）にも掲載します。  
また、県外居住者にあつては、直接受験者に合格者受験番号一覧を通知します。  
なお、電話及び電子メールによる照会には応じませんが、合格者には合格証を郵送します。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 6 年 4 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

大新田土地改良区（津市高茶屋三丁目 25 番 6 号）

退任理事

津市高茶屋二丁目 18 番 19 号	佐藤 榮 一
〃 〃 〃 49 番 11 号	寺家 清 司
〃 〃 四丁目 38 番 20 号	佐藤 研 一
〃 高茶屋小森町 1233 番地	北山 幹 雄
〃 〃 2810 番地	正木 清 次
〃 藤方 1114 番地	鈴木 潤
〃 〃 2132 番地 2	木下 和 國

退任監事

津市高茶屋二丁目 32 番地 2 号	稲垣 典 洋
〃 〃 〃 39 番 14 号	小川 拓
〃 高茶屋小森町 2696 番地	水野 博

就任理事

津市高茶屋二丁目 18 番 19 号	佐藤 榮 一
〃 〃 〃 49 番 11 号	寺家 清 司
〃 〃 四丁目 38 番 20 号	佐藤 研 一
〃 高茶屋小森町 1233 番地	北山 幹 雄
〃 〃 2810 番地	正木 清 次
〃 藤方 1114 番地	鈴木 潤
〃 〃 2132 番地 2	木下 和 國

就任監事

津市高茶屋二丁目 32 番地 2 号	稲垣 典 洋
〃 〃 〃 39 番 14 号	小川 拓
〃 高茶屋小森町 2696 番地	水野 博

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、員弁川用水第三土地改良区（桑名市大字桑部 708 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 6 年 4 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局中部技術事務所長から通知がありました。

令和 6 年 4 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（車載写真レーザ測量）
- 2 作業期間  
令和 6 年 4 月 22 日から令和 7 年 2 月 28 日まで
- 3 作業地域  
津市の一部、四日市市の一部、松阪市の一部、桑名市の一部、鈴鹿市の一部、亀山市の一部、桑名郡木曾岬町の一部、三重郡朝日町の一部、同郡川越町の一部、多気郡多気町の一部及び同郡明和町の一部

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所長から通知がありました。

令和 6 年 4 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間  
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日まで
- 3 作業地域  
南牟婁郡紀宝町神内

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 2 月 29 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所長から通知がありました。

令和 6 年 4 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域  
南牟婁郡御浜町大字上市木

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県志摩建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 6 年 4 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指 定 年 月 日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏 名	住 所		道 路 番 号	幅 員 (m)	延 長 (m)
令和 6 年 4 月 18 日	株式会社サンシン 代表取締役 山下 智史	三重県伊勢市田尻町 441-1	志摩市阿児町鶴方字 大谷 340-3	A	6.0	46.9

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 6 年 4 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 6 年 4 月 15 日	三重郡菰野町大字千草字神畑 2046-1	三重郡菰野町大字千草 2264-1 伊藤 英昭
令和 6 年 4 月 16 日	員弁郡東員町大字南大社字東山 552-1	三重郡朝日町大字縄生 1926-1 レジデンス花 鳥風月 B202 近藤 正哉
令和 6 年 4 月 18 日	伊賀市平野樋之口 265-10 ほか 2 筆	東京都新宿区西新宿二丁目 4-1 ミサワホーム株式会社 代表取締役 作尾 徹也
令和 6 年 4 月 18 日	三重郡朝日町大字縄生字南谷 2202-45 ほか 5 筆	鈴鹿市桜島町 7 丁目 16-3 株式会社第一不動産販売 代表取締役 安田 武史
令和 6 年 4 月 18 日	三重郡朝日町大字縄生字円場 100	鈴鹿市高岡台 3 丁目 24-38 株式会社 K A T O 代表取締役 加藤 拓

**特定調達公告**

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和6年4月30日

三重県警察本部長 難波正樹

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 賃貸借物品及び数量

（再掲）三重県警察情報システム基幹・本部ネットワークに係る再構築、機器賃貸借及び運用保守 1式

##### (2) 契約の特質等

賃貸借物品の性能に関し、本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

##### (3) 契約期間等

###### ア 契約期間

契約締結日から令和13年1月31日（金）まで

###### イ 再構築委託期間

契約締結日から令和7年1月31日（金）まで

###### ウ 賃貸借期間

令和7年2月1日（土）から令和13年1月31日（金）まで

###### エ 運用保守期間

令和7年2月1日（土）から令和13年1月31日（金）まで

###### オ 運用開始日

令和7年2月1日（土）

##### (4) 履行場所（納入場所）

三重県警察本部外

#### 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

##### (1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時までに、4(2)の機器等リスト（別紙様式1）及び4(3)機能確認書（別紙様式2）を提出し、三重県警察の承認を得ていること。

##### (2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

#### 3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

#### 4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書、(2)に掲げる機器等リスト及び(3)に掲げる機能確認書を令和6年5月16日（木）17時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)（最終版）、(3)（最終版）、(4)及び(5)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書（第1号様式）
- (2) 機器等リスト（別紙様式1）

提出された機器等リストに基づき確認を行い、サプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されない場合は、入札参加資格がありません。機器等リストには、今回対応可能な機器（機種数制限なし。）について通番を優先順位とみなして内容を記載してください。サプライチェーン・リスクの恐れがないと確認した優先順位最上位のものを採用するものとします。

※ 機器確認に3～4週間を要する見込みです。

- (3) 機能確認書（別紙様式2）
- (4) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (5) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

## 5 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地  
三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 中村  
電話 059-222-0110（内線）2261 ファクシミリ 059-226-9917

- (2) 契約条項を示す場所

(1)と同じです。

- (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和6年6月12日（水）まで調達システムにより提供します。

- (5) 入札参加資格確認結果の通知

ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合

令和6年6月6日（木）17時までに本システム上で通知を行います。

イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合

令和6年6月6日（木）17時までに通知書を発送します。

- (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和6年6月12日（水）14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和6年6月12日（水）14時まで

なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。

※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目850番地

宛先 津塔世橋郵便局留め

受取人 三重県警察本部警務部会計課調達係

案件名 （再掲）三重県警察情報システム基幹・本部ネットワークに係る再構築、機器賃貸借及び運用  
保守入札書在中

- (7) 開札の日時及び場所

日時 令和6年6月12日（水）14時10分

場所 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課

## (8) 入札方法等に関する事項

## ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

また、予算の関係上、入札価格の構成比率を概ね以下のとおりとします。

委託料（再構築費） 24%

使用料及び賃借料（72月間の機器賃貸借費、保守費） 76%

## イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

## ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときは除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

## エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

## オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

## 6 その他

## (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

## (2) 契約書作成の要否

要

## (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

## (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

## (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

## (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳

正な措置を講じます。

- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

#### 7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract:

(Repost) Mie Pref. Police Headquarters Information Systems relating to network maintenance, equipment rental and systems management

- (2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Wednesday, June 12, 2024.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 2:00 P.M. on Wednesday, June 12, 2024.

- (3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:10 P.M. on Wednesday, June 12, 2024.

- (4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code.514-8514

TEL:059-222-0110 (EXT. 2261)

FAX:059-226-9917

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---